

この資料は、平成 30 年 6 月 28 日に開催された「平成 30 年度第 1 回堺市環境局指定管理者候補者選定委員会」に提出し、原案のとおり承認されております。

(案)

堺市立のびやか健康館
指定管理者募集要項

平成 3 0 年 7 月

堺市環境局 環境事業部 環境事業管理課

はじめに

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、堺市立のびやか健康館条例（以下「健康館条例」という。）第3条に基づき、平成31年4月から堺市立のびやか健康館（以下「健康館」という。）の管理に関する業務を行う指定管理者を募集します。

健康館は、隣接する清掃工場から発生するごみ焼却余熱を利用した発電により電力エネルギーを有効活用するごみ焼却余熱利用施設であり、市民に運動する場及びやすらぎの場を提供し、もって市民の心身の健康増進を図るとともに、市民の豊かな生活の向上に資することを目的として設置されている施設です。

I 事業内容に関する事項

1 施設の名称、場所

- (1) 施設の名称 堺市立のびやか健康館
- (2) 設置場所 堺市北区金岡町2760番1

2 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者が行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は別紙「堺市立のびやか健康館指定管理者業務仕様書」のとおりとします。

(1) 施設の運営に関する業務

- ア 施設等貸出業務
- イ 利用料金の収受業務
- ウ フィットネス等の運営業務
- エ グラウンド等の運営業務
- オ 駐車場、駐輪場等運営業務
- カ 人員の配置等に関すること
- キ 施設利用案内等に関する業務
- ク 苦情対応

(2) 施設等の維持管理に関する業務

- ア 適正な維持管理
- イ 清掃業務
- ウ 備品等の貸与及び購入
- エ 保守点検等業務
- オ プール管理業務
- カ 植栽管理業務
- キ 施設及び備品の原状変更

(3) 施設の企画等に関する業務（自主事業②）

(4) その他

- ア 緊急時等への対応
- イ 関係機関等との協議
- ウ 市の主催事業への協力

- エ 市の広報業務への協力
- オ 規則・マニュアル等の作成
- カ 保険加入
- キ 公衆電話の設置
- ク 市との協議

3 管理の基本的事項

指定管理者は、次の事項を基本として、健康館の管理を行うこととします。

- (1) 健康館条例第1条の設置目的に基づき管理を行うこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (4) 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (5) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (6) 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。
- (7) 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めること。
- (8) 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (9) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- (10) 省資源、省エネルギーに努め、廃棄物の排出を抑制して、環境への負荷の低減に努めること。
- (11) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。

4 指定期間（予定）

指定期間は、平成31年4月1日～平成36年3月31日までの5年間を予定しています。

この期間は、市議会の議決を経て決まりますので、留意願います。

5 自主事業

指定管理者は施設の設置条例及び協定書、仕様書、事業計画書に定める業務（指定管理業務）に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。なお、実施にあたっては、事前に自主事業計画書及び収入予算書を提出のうえ、市の承認を得る必要があります。

また、自主事業には、①指定管理者が自ら企画提案して実施する事業（自主事業①）と、②市が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業について、指定管理者に企画提案を求める事業（自主事業②）の2種類があります。

- (1) 自主事業①（任意）

ア 自動販売機の設置

指定管理者の自主事業として、自動販売機の設置を行うことが可能です。実施にあたっては別途行政財産貸付の手続きを行います。設置の有無、提案貸付料を含め指定管理者事業計画書（企画提案書）により提案してください。

イ レストラン、売店の運営等

指定管理者の自主事業として、レストラン、その他施設利用に必要なスポーツ用品の売店の運営、貸付契約ロッカーの設置を行うことが可能です。実施にあたっては別途行政財産貸付の手続きを行います。設置の有無、提案貸付料を含め指定管理者事業計画書（企画提案書）により提案してください。

ウ その他

施設の設置目的に合致し、施設の利用促進又はサービスの向上につながる事業を指定管理者事業計画書（企画提案書）により提案してください。

(2) 自主事業②（必ず実施）

スポーツ教室事業

市民の心身の健康増進を図るとともに、市民の豊かな生活の向上に資するために実施するスイミングスクール、テニススクール、フットサルスクール事業の実施について指定管理者事業計画書（企画提案書）により提案してください。

6 管理経費等

(1) 会計年度

健康館の管理に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 指定管理者の収入

指定管理業務の対価として、施設の一時・定期・貸出に係る利用料金、及び駐車場の利用料金のほか、自主事業による収入が指定管理者の収入となります。

<参考>平成27年度から平成29年度までの収入

（施設月額利用料、施設一時利用料、各種スクール料、駐車場利用料）

（千円：税抜）

平成27年度	443,631
平成28年度	431,330
平成29年度	397,345

※ 自主事業①（レストラン及び飲料自動販売機等）による収入は除く

※ 平成29年度については、特定天井・LED・カーペット・タイル改修工事に伴い2階スポーツ練習室が6か月、浴室が2か月、シャワーコーナーが1か月利用停止しています。

(3) 指定管理業務に要する経費

健康館の指定管理業務に必要な経費は、原則、健康館の利用者が納める利用料金をもって賄うこととします。

(4) 電気使用に関する負担金

健康館で使用する電気は、クリーンセンター東工場（以下「東工場」という。）よ

り供給され、その費用については、指定管理者の負担とします。

当該負担額は、基本料金として市が小売電気事業者等へ支払う基本料金（平成30年度は関西電力株式会社の特別高圧自家発補給A契約電力550kW）、従量料金として電気使用量に東工場が小売電気事業者等へ売電している単価を乗じたものに消費税額及び地方消費税の額（以下「消費税等相当額」という。）を加えた額とし、それらを合わせた額とします。ただし、東工場が計画的に電気を購入する月以外は、基本料金について小売電気事業者等と同じ割引を行うものとします。他の条件は市と指定管理者が協議するものとします。また、関係法令が改正された場合、及び電気の供給や負担額に関する条件等の変更が必要となった場合は、市と指定管理者が協議の上で決定します。

<参考>平成27年度から平成29年度までの使用量等

	電気負担額		
	使用量 (kw/h)	基本料金 (千円、税抜)	従量料金 (千円、税抜)
27年度	2,766,739	4,375	51,267
28年度	2,703,900	3,830	36,654
29年度	2,471,370	4,338	33,232

(5) 蒸気使用の使用料

健康館で使用する蒸気は、東工場より供給され、その費用については、指定管理者の負担とします。

当該負担額は、蒸気使用量にボイラに関する工事費や年間薬剤費等をもとに算出した単価を乗じたものに、消費税等相当額を加えた額とします。他の条件は市と指定管理者が協議するものとします。また、関係法令が改正された場合や、蒸気の供給や負担額に関する条件等の変更が必要となった場合は、協議の上で決定します。

<参考>平成27年度から平成29年度までの使用量等

	蒸気	
	使用量 (トン)	使用料金 (千円、税抜)
平成27年度	11,342	6,320
平成28年度	13,264	7,759
平成29年度	8,309	5,401

(6) 上下水道等の使用料

健康館で使用する上下水道、及びガスに係る費用については、指定管理者の負担とします。

<参考>平成27年度から平成29年度までの使用量等

	水道		ガス
	上水使用量 (m ³)	上下水道 使用料金 (千円、税抜)	使用料金 (千円、税抜)
平成27年度	100,348	72,060	39
平成28年度	95,492	68,426	39
平成29年度	88,033	62,488	42

(7) 施設の修繕費等

建築物、設備、備品等の点検、保守、修繕、維持、更新等の費用は指定管理者の責任と費用負担とします。ただし、建築物の基本構造部分の補修のほか、1件あたり2,500千円(税込)を超えるもの、及び別紙1に掲げる更新工事等は、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、市の責任と費用負担において実施するものとします。この場合においても指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を補修するときは、指定管理者の責任と費用で実施するものとします。

<参考>平成27年度から平成29年度までの施設の維持管理等に要する経費
(千円：税抜)

	設備定期 保守関係	電気 設備関係	空調 設備関係	建築 設備関係	給排水 設備関係	部品購入 関係
平成27年度	18,000	2,000	11,000	9,000	9,000	10,000
平成28年度	18,000	1,000	7,000	7,000	14,000	11,000
平成29年度	22,000	3,000	8,000	3,000	10,000	8,000

(8) 自主事業の実施に係る経費

自主事業の実施に係る経費は、利用料金収入から支出できません。当該自主事業から得られる収入により賄うこととします。

また、同一の従業員が指定管理業務と自主事業に従事する場合は、その業務負担割合に応じ人件費を振り分けて計上してください。自主事業の人件費に計上する内容としては、自主事業の企画・契約・営業・準備・経理等に従事する場合となりますので、明確に区分してください。なお、自動販売機、貸付ロッカー、レストラン、売店等の運営を行う場合、別途、本市との間で貸付契約を締結し、貸付料が必要です。

(9) 経理事務

ア 指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うこととします。

また、経理事務に当たっては、管理業務に係る独立の帳簿を設けることとします。

イ 自主事業による経費と他の経費は明確に区分して経理事務を行うこととします。

ウ 自主事業①については収支・会計を指定管理業務とは別に管理します。ただし、自主事業②については、指定管理業務と一体的に管理することも可能としますが、

その場合でも自主事業②の収支が把握できるよう、収支内訳は記載することとします。

(10) 収益の一部還元

指定管理者が市へ収益の一部還元を行うことができます。その内容については、納付金の納付や、前記(7)の市が担うべき予防保全の代替実施等、還元方法を含めて指定管理者事業計画書（企画提案書）により提案してください。

7 利用料金等

(1) 利用料金制の採用

健康館は健康館条例第9条の規定により利用料金制度を採用しますので、指定管理者は、利用者が施設の使用に係る料金として支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。利用料金の額は健康館条例で規定する額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。なお、利用料金収入は施設の利用に供する年度の会計に属するものとします。

(2) 利用料金の減免等

指定管理者は、健康館条例第9条第5項の規定により市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。また、第9条第6項の規定により、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができます。なお、現在の減免等の基準は別紙2のとおりです。これらの基準については、指定管理者からの提案があれば、協議の上、可能な範囲で変更することとします。

なお、減免による利用料金収入の減収分については、市は別途補てん等を行いません。

(3) 自主事業の参加費等

指定管理者は、自主事業の参加者から参加費等を徴収することができます。参加費等の額は市場価格を参考に、利用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。なお、指定管理者自らが興行主として施設を利用して自主事業を実施する際も、当該利用に係る利用料金を指定管理者に支払う（利用料金収入として計上する）こととなります。

8 管理の基準

(1) 関係法令の遵守

健康館の管理業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとします。

- ア 地方自治法及び地方自治法施行令
- イ 健康館条例及び堺市立のびやか健康館条例施行規則
- ウ 労働基準法その他の労働関係法令
- エ その他関連法規、要綱、要領、通知等

(2) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は健康館条例第7条の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっていますので、事業計画書（企画提案書）において提案し

てください。指定管理者の指定後に市長の承認を得て定めていただきます。なお、現在の開館時間は、次のとおりとなっています。

ア 開館時間

8時30分から23時まで（日曜日・祝日は21時まで。利用時間は、各施設、及び会員種別等により異なる。）

イ 休館日

毎週水曜日（祝日を除く）及び年末年始（12月31日から1月2日まで）
その他特別休館日（施設点検など）

(3) 使用許可等

市民の施設利用に当たっては、地方自治法第244条第2項及び第3項の規定を遵守しなければなりません。また、施設の使用許可及び使用許可の取消しは、健康館条例第10条及び第12条の規定を遵守して適正に行わなければなりません。

なお、指定管理者は、堺市行政手続条例の適用を受ける「行政庁」に含まれることから、使用の許可等は同条例の定めに従って行わなければなりません。

(4) 守秘義務

指定管理者は、健康館条例第14条の規定を遵守しなければなりません。

(5) 個人情報の保護

指定管理者は、堺市個人情報保護条例第11条及び第49条の2（注：本市の出資法人の場合は、第49条）並びに「個人情報取扱特記事項」（別紙3）の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

また、指定管理者には、同条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は別紙4のとおりです。

なお、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）の従業員（従業員であった者を含む。）による管理業務上知り得た個人情報に関する不正行為に対しては、同条例第56条又は第57条の規定により罰則の適用があります。この場合において、同条例第61条第1項の規定により、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）である法人等に対しても罰則の適用があります。

(6) 情報公開

指定管理者は、堺市情報公開条例第36条の2（注：本市の出資法人の場合は、第36条）の規定を遵守し、管理に関して保有する情報の公開に努めなければなりません。

指定管理者には、同条例の趣旨に則り、情報公開に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は別紙5のとおりです。

※ (5)、(6)の規程については、市政情報センターにおいて一般の閲覧に供します。

(7) 文書管理

指定管理者には、健康館の管理業務上作成し、又は取得した文書について、目録を作成して適正に管理していただくとともに、市が指示する期間当該文書を保管し、

廃棄は市の指示に従って行っていただきます。

また、指定期間が満了した時や指定が取り消された時は、当該文書を市に引き渡していただきます。ただし、個人情報保護等の観点から問題がなければ、市の立会のもとで直接次期指定管理者に引き継いでいただく場合もあります。

(8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領を踏まえた対応

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第11条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成28年3月策定）を踏まえ、適切に対応することとします。

(9) 市の施策との整合・協力

ア 障害者等就職困難者の雇用

法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律を踏まえた物品等の調達、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受入するなど、就職困難者に配慮した取組に努めることとします。

イ 市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や地元住民の雇用等に努めることとします。

ウ 地域振興、地域コミュニティの醸成

指定管理者は、地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成に努めることとします。

エ 環境問題への取組

指定管理者は、次に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境に配慮した取組の推進に努めることとします。

- ・環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進
- ・省エネ運転等による電気、ガス等のエネルギー消費量の節減及び光熱費の抑制
- ・電力デマンドのピークカット等による節電
- ・資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制
- ・廃棄物の適正処理

オ 暴力団排除

堺市暴力団排除条例の施行（平成24年10月1日）に伴い、公の施設の管理運営から暴力団の利益となる使用を排除することとしており、指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正な施設の管理運営に努めることとします。

カ 市政への協力

上記のほか、公の施設の指定管理者として、節電、災害対策、禁煙など市の施策と整合した取組が求められますので、それらの取組に積極的に協力していただき

い。

9 基本事業計画書及び年度事業計画書

指定管理者は、応募等に際し提出した事業計画書（企画提案書）をもとに、市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として、基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し、市に提出して承認を受けることとします。

- (1) 管理運営方針（人権尊重の考え方、就職困難者の雇用等の方針、障害者等への配慮、環境方針を含む。）
- (2) 従業員の配置計画（法令等により免許・資格を要するものは証明書類の写しを添付）
- (3) 従業員名簿（雇用形態を含む。）
- (4) 職員の研修計画（人権研修を含む。）、人材育成計画
- (5) 個人情報保護方針及び保護措置
- (6) 情報公開方針及び広報計画
- (7) 利用促進計画、サービス向上の方策
- (8) モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- (9) 自主事業計画
- (10) 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針
- (11) 第三者への業務の委託計画
- (12) 苦情、要望への対応
- (13) 緊急時対策
- (14) 収支計画
- (15) 目標設定と目標達成の方策

※ 基本事業計画書（指定期間中の共通計画）

事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、全指定期間を通じて規定又は決定しておくべき基本的な事項について記載

※ 年度事業計画書（年度ごとの事業計画）

事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、年度単位で規定又は決定すべき事項について記載（基本事業計画書に記載された内容以外のすべての事項を記載）

10 リスク（責任）分担について

リスク分担の基本的な考え方は別紙6のとおりです。なお、詳細は、指定管理者の指定後に協議を行います。

11 保険加入

指定管理者は、管理運営業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険に加入すること。なお、保険金額はてん補限度額対人1

人1億円以上、1事故5億円以上、対物1事故5億円以上とする。

12 業務の第三者への委託

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、別紙7に記載している業務の全部又は一部については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、市が特に承認する場合を除き、当該委託先からさらに再委託させることはできません。また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者並びに暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者に委託することはできません。なお、第三者に業務を委託した場合は、当該委託先との委託契約書等の写し及び誓約書の写しを市に提出してください。

13 市の指示等

- (1) 市は施設管理の適正を期すため、指定管理者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。(地方自治法第244条の2第10項)
- (2) 指定管理者が(1)に定める指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと思われるときは、市は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。(地方自治法第244条の2第11項)

14 モニタリング等

- (1) 指定管理者には、管理運営に関する利用者の意見や要望を把握し、管理業務に反映させるため、市として求める目標や水準の達成状況及び市と協議して設定した調査項目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行っていただき、その結果(自己評価を含む。)を集計して市に報告書を提出していただきます。具体的な項目については、市と指定管理者が協議の上で決定します。
(調査項目の例)
 - ア 施設の充実度
 - イ 施設の利用のしやすさ
 - ウ 職員の応対(言葉づかい、態度)
 - エ 利用率、利用料、利用時間
 - オ スタジオ・プールプログラム等の充実度
- (2) 市は、指定管理者から提出される報告書等により、適切に管理業務がなされているか、また、設定された目標や調査項目が達成されているかなどについて確認を行い、その結果指定管理者に必要な指示を行います。さらに、指定期間中において、必要に応じて随時に管理業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行

うことができるものとし、指定管理者はこれに協力していただきます。

- (3) 指定管理者によるモニタリング及び本市によるモニタリングに加えて、第三者（施設関係者以外）によるモニタリングを実施する場合があります。実施する場合の具体的な手法・実施時期等については指定管理者の指定後、別途お知らせします。

15 管理業務の報告

- (1) 指定管理者は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後、60日以内に管理業務に関して、次の事項を内容とする事業報告書を市に提出するものとなります。事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。

- ア 収支状況
- イ 利用料金の収入状況
- ウ 管理業務の実施状況
- エ 施設の利用状況
- オ 自主事業の実施・収支状況
- カ 利用者意見の聴取状況
- キ 人材育成の取組（人権研修を含む職員の研修の実施状況等）
- ク 事故、苦情及び要望の内容とその対応
- ケ 個人情報保護、情報公開の実施状況
- コ 備品の状況
- サ 指定管理者の目標の達成状況及び自己評価並びに管理業務の総括等
- シ その他市長が必要と認める事項

- (2) 指定管理者は、毎月終了後15日以内に市に対し、次の事項を内容とする月例の業務報告を行うものとなります。

- ア 管理業務の実施状況
- イ 収支状況・・・四半期ごとの収支状況
- ウ 利用料金の収入状況
- エ 施設の利用状況
- オ 利用者意見の聴取状況
- カ 事故、苦情及び要望等の内容とその対応
- キ その他市長が必要と認める事項

- (3) 次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこととします。

- ア 施設において、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき
- イ 施設の管理業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき
- ウ 金融機関との取引が停止となったとき
- エ 施設の管理業務に関して有する債権に対して差押え又は、仮差押えがなされたとき

オ 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき。

カ 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他適正な管理業務に支障を来たす事態が生じたとき

16 管理業務の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合

市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとします。

(2) 不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合

自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果やむを得ないと市が判断した場合は、市は指定管理者との協定の解除及び指定の取消しができるものとします。

17 施設の改修工事等について

(1) 当該指定期間のうち、市において大規模修繕（改修・耐震・増改築等）を行う場合は、市は事前に指定管理者と工事時期や内容等について協議するものとします。

(2) 工事内容により施設の管理運営に影響が出る場合は、開館日時や事業内容について別途協議するものとします。

18 引継ぎ等

(1) 指定管理者の指定後、指定期間開始までの間に、健康館の管理業務に関する市及び現指定管理者との引継、指定管理者の従業員の研修及び帳票類の印刷等必要な準備を行っていただきます。

また、指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理業務が終了したときは、次期管理者が適切に施設の管理業務を実施できるように本市もしくは、次期管理者に引き継ぐこととします。なお、引継に当たっては、引継内容が不十分であることを原因とした事故等を防止するため、危険・注意箇所等についての確に確認を行うとともに、施設の利用予約に関する情報等、施設の管理運営に必要な情報を遅滞なく次期管理者へ提供するなど、引継ぎに遺漏のないよう十分留意すること。

(2) 指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復して引き継ぐこととします。（ただし、本市において原状回復する必要がないと認める場合を除く。）

19 管理業務に関する評価

指定管理者が実施する管理業務について事業計画書で定めた目標の達成状況などに関して、事業報告書、指定管理者及び市が行うモニタリング結果などをもとに、年度

終了後に、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行い、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取するため、指定管理者制度懇話会を開催します。

これらの評価は、指定管理者に示し、管理業務に反映してもらうほか、結果によっては必要に応じて是正措置をとっていただくともあります。

また、評価結果は市ホームページにおいて公表を行います。

II 募集手続きに関する事項

1 公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

募集要項の公表	平成30年7月2日(月)～8月27日(月)
施設の現地説明会	平成30年7月18日(水)
質問書の受付	平成30年7月20日(金)～7月26日(木)
質問書の回答	平成30年8月10日(金) 予定
応募書類の受付	平成30年8月21日(火)～8月27日(月)
書類審査・面接審査	平成30年9月下旬(予定)
選定結果の通知	平成30年10月中旬(予定)
市議会による指定管理者の議決	平成30年12月(予定)

※ 応募団体が5団体未満の場合は、書類審査及び面接審査を同一日程で行うこともあります。

2 応募資格等

(1) 応募団体の資格

応募団体の資格は次の事項をすべて満たすものとします。

ア 法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等が構成するグループ(以下「グループ」という。)であること。(個人による応募はできません。)

イ 欠格事項(後掲)に該当しているものでないこと。グループ応募の場合は、当該グループを構成しているすべての法人等が欠格事項に該当しているものでないこと。

(2) グループ応募について

ア グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等(以下「代表団体」という。)を定めてください。なお、グループ名は市民から誤解を生じないような名称としてください。

イ グループを構成する法人等(以下「構成団体」という。)は、単独で応募することはできません。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

エ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあ

ります。その場合は必要に応じ書類の再提出を求めます。

オ 指定管理者の指定を受けた場合、協定締結時までに、各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しの提出を求めます。

- (3) 応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、審査において、別紙 8 の選定基準に定める配点（6 点）を上限として項目ごとに 2 点ずつ付与します。なお、グループ応募の場合は、4 の項目を除き、すべての者が満たしていること。

該当要件	
1	次のいずれかに該当する場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務があり、平成 30 年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（*）を 1 人以上雇用している場合 ・ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 （*） 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条に掲げる障害者のうち、1 年以上雇用され（又は見込み）、週 20 時間以上勤務している者
2	次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条による認定を受けている場合
3	65 歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合
4	市内に本社・本店を有している場合
5	ISO 14001 の認証、エコアクション 21 の認証・登録、KES ステップ 2 の登録又はエコステージ（レベル 3）の認証のいずれかを受けている場合

3 欠格事項

応募書類の受付最終日現在において、次に該当する団体は、応募を無効とします。また、グループで応募する場合はすべての構成団体が次に該当しないこととし、1 団体でも該当した場合は応募を無効とします。

なお、応募後においても、次の事項に該当することとなった場合は、失格もしくは指定を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている団体
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により本市から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過していない団体
- (3) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
- (4) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体
- (5) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者に該当する団体（適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する）
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしている団体
- (8) 破産者で復権を得ない者
- (9) 法人税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体（法人以外の団体にあつては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体）
- (10) 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 応募に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 応募資格に反することが認められた場合
- (5) 選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件応募について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合
- (6) 本件に関し、同一の法人等又はグループが2件以上の応募を行った場合

5 応募手順

(1) 募集要項等の公表

平成30年7月2日（火）から市ホームページにおいて公表を行います。

(2) 現地説明会

施設の現地説明会を行います。参加は必須ではありませんが応募予定の団体は、できるだけご出席ください。

現地説明会への参加に際しては、7月12日（木）の17時半までに「現地説明会参加申込書」（様式1）に必要事項を記入の上、持参、Eメール又はFAXで提出してください。（送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。）持参の場合の受付は、9時から17時半まで。（ただし、土曜日・日曜日を除く。）

ア 開催日時及び場所

平成30年7月18日（水） 14時から2時間程度

堺市北区金岡町2760-1 堺市立のびやか健康館

TEL 072-246-5051

【交通案内】 地下鉄御堂筋線 新金岡駅より南海バス 大泉緑地前下車

※ 駐車場は有料

イ 参加人数：1団体2名までとします。

(3) 質問書の受付

質問がある場合は、質問書（様式2）を7月20日（金）～7月26日（木）までに、持参、FAX又はEメールで提出してください。（送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。）持参の場合の受付は、9時から17時半まで。（ただし、土曜日・日曜日を除く。）

電話・来訪など口頭による質問は受け付けいたしません。

質問書に対する回答は、平成30年8月10日（金）を目途に市ホームページにおいて公表を行います。

【質問書提出先】

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市環境局環境事業部環境事業管理課（高層館4階）

TEL 072-228-7478 FAX 072-229-4454

Eメール kankan@city.sakai.lg.jp

(4) 応募書類の受付

堺市立のびやか健康館指定管理者指定申請書（様式3）及び必要書類を添えて、持参してください。

ア 提出場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市環境局環境事業部環境事業管理課（高層館4階）

TEL 072-228-7478 FAX 072-229-4454

イ 提出方法及び提出期間

平成30年8月21日（火）～8月27日（月）の9時から17時半まで。（ただし、土曜日・日曜日を除く。）

上記提出場所まで直接持参してください。

なお、提出期限までに必要な書類（Ⅲ 提出書類に関する事項を参照）を提出できなかった場合は、前述のとおり失格として選定の対象から除外します。また、郵送された提出書類や提出期間を経過した後は、受け付けいたしません。

Ⅲ 提出書類に関する事項

応募に当たっては、下記の(1)から(23)の書類を提出してください。提出部数は、特に指定のあるものを除き、正1部、副19部（副は複写可）の計20部とします。

なお、提出書類は市の公文書になるため、情報公開請求があった場合は、堺市情報公開条例第7条に規定する非公開部分を除き原則として公開となります。

提出書類の中で、堺市情報公開条例第7条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所（公開できないもの）については、あらかじめ網掛け等の処理をした上で、提

出してください。ただし、当該箇所について市として公開すべきと判断した部分は請求に応じて公開することがあります。

- (1) 堺市立のびやか健康館指定管理者指定申請書（様式3）・・・グループ応募の場合は、グループとして作成してください。
- (2) 団体概要、役員名簿（様式4）
- (3) グループ構成書（様式5）・・・グループ応募の場合に提出してください。
- (4) グループ協定書兼委任状（様式6）・・・グループ応募の場合に提出してください。
- (5) 指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式7）
 - ・管理の基本方針
 - ・平等利用・安全の確保
 - ・安定的な経営資源
 - ・財務規模、組織状況
 - ・事業実績
 - ・利用者・利用者ニーズの把握
 - ・個人情報保護、情報公開の考え方
 - ・人権尊重の考え方
 - ・障害者等への考え方
 - ・広報・モニタリング計画
 - ・休館日、開館時間の考え方
 - ・人員配置、人材育成の考え方、研修計画
 - ・利用料金の考え方
 - ・施設、設備、器具備品等の維持管理についての考え方
 - ・苦情対応の考え方
 - ・非常時対策
 - ・目標設定、目標達成の方策
 - ・自主事業の実施計画
 - ・自主事業で自動販売機の設置の提案の有無、提案内容（該当する場合のみ）
 - ・自主事業でレストラン、売店、貸付契約ロッカー等設置、その他施設の利用促進又はサービスの向上等につながる提案の有無、提案内容（該当する場合のみ）
 - ・自主事業として実施するスポーツ教室事業等の提案内容
 - ・経費削減の考え方・方法
 - ・収支計画
 - ・収益還元の考え方
 - ・市長が定める要件（障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組）
- (6) 健康館の管理業務に関する収支計画書（様式8）、収支計画書積算内訳書（様式9）
- (7) 自主事業計画書（様式10）、自主事業収支計画書（様式11）
- (8) 障害者雇用等確認書（様式12）
- (9) 欠格事項に該当しない旨の誓約書（様式13）

- (10) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (11) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (12) 指定申請書提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (13) 直近3年度分の事業報告書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (14) 直近3年度分の収支計算書又は損益計算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (15) 直近3年度分の貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (16) 法人の印鑑証明書
- (17) 団体の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等でも可とします。）
- (18) 法人税、消費税、地方消費税の納税を証明する書類
法人の場合・・・法人の「納税証明書その3の3」（法人税、消費税、地方消費税）
法人以外の場合・・・団体の代表者の「納税証明書その3の2」（申告所得税、消費税、地方消費税）
- (19) 市税の納税確認の同意書（様式14）・・・応募資格の審査のため、関係公簿を調査しますので、各団体から1部ずつ提出してください。（複写の提出の必要はありません。）
- (20) 平成30年障害者雇用状況報告書（事業主控の写し）…障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に基づく障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合に提出してください。
- (21) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し…認定を受けている場合に提出してください。
- (22) 就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類…65歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行っている場合に提出してください。
- (23) ISO14001登録証、エコアクション21認証・登録証、KES登録証又はエコステージ認証書の写し…いずれかに該当する場合に提出してください。

※ (11)、(16)、(18)については提出日において発行から3か月以内のものとし、(13)、(14)、(15)については団体の設立から3年以上経過していない場合は、設立年度から平成29年度までのものとし、また、グループ応募の場合、(2)及び(8)～(23)については、構成団体ごとに提出願います。

なお、提出書類はA4版を原則とします。A4版以外の規格を使用した場合は、A4版に折り込んでください。

IV 選定及び指定に関する事項

1 選定審査方法

- (1) 指定管理者の候補者は、健康館条例第3条第3項に規定する指定の要件を基本として、別紙8の選定基準に基づき、堺市環境局指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の審査及び面接審査により、指定管理者の候補者を選定します。
- (2) すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。上記審査において採点評価を行い、最終得点で最上位の応募団体を候補者として選定します。面接審査の日程等は、後日お知らせします。
- (3) 採点において同点になった場合は、選定委員会の定める取扱いにより、審議のうえ候補者を決定します。
- (4) 審査の結果、最終得点が満点の60%以上に達した団体がない場合は、指定管理者として適格者なしとします。

2 選定結果の通知等

選定委員会における審査結果を受けて市として指定管理者の候補者を決定し、審査結果を応募された団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）すべてに、平成30年10月中旬を目途に、文書で通知します。また、選定・不選定を問わず団体名及び採点については審査結果として、市ホームページ等で公表を行います。

3 指定管理者の指定等

指定管理者の候補者の決定後に、市議会（平成30年11月を予定）に指定管理者の指定の議案を提出し、議決を経て指定管理者の指定を行い、その旨を公告します。なお、議会の議決が得られなかった場合においても、候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

4 協定に関する事項

指定管理者の指定を受けた団体は、市との協議を行ったうえで、健康館の管理業務に関する協定を締結していただきます。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」があります。基本協定の内容（予定）は別紙9のとおり、年度協定の内容（予定）は別紙10のとおりです。なお、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

V その他

1 注意事項

- (1) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。

- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 応募1団体につき、提案は1件のみとします。
- (4) 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (5) 応募書類は市の公文書として取り扱われます。(原則として情報公開の対象となります。)
- (6) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (7) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、本市は団体の提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。
- (8) 応募書類は欠格事項の該当の有無を確認するため、照会に使用する場合があります。
- (9) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。
- (10) 健康館の管理業務に当たり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。

2 添付資料

堺市立のびやか健康館指定管理者業務仕様書

(別紙1) 中期保全計画表

(別紙2) 利用料金の減免及び還付に関する基準

(別紙3) 個人情報取扱特記事項

(別紙4) 堺市指定管理者の個人情報の保護に関する要綱、及び第3条に基づく準則(モデル規程)

(別紙5) 堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱、及び第3条に基づく準則(モデル規程)

(別紙6) リスク分担表

(別紙7) 第三者委託が可能な業務

(別紙8) 選定基準

(別紙9) 基本協定書

(別紙10) 年度協定書

(様式1) 現地説明会参加申込書

(様式2) 質問書

(様式3) 堺市立のびやか健康館指定管理者指定申請書

(様式4) 団体概要、役員名簿

(様式5) グループ構成書

(様式6) グループ協定書兼委任状

(様式7) 指定管理者事業計画書(企画提案書)

(様式8) 健康館の管理業務に関する収支計画書

(様式9) 収支計画書積算内訳書

- (様式10) 自主事業計画書
- (様式11) 自主事業収支計画書
- (様式12) 障害者雇用等確認書
- (様式13) 欠格事項に該当しない旨の誓約書
- (様式14) 市税の納税確認の同意書